

○ 青森県立高等学校授業料等徴収条例 (昭和四十年三月青森県条例第七号)

(趣旨)

第一条 この条例は、県立高等学校の授業料、受講料、聴講料、入学料及び入学者選抜手数料(以下「授業料等」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の徴収)

第二条 県は、別表第一に定めるところにより、県立高等学校の生徒から授業料又は受講料及び入学料を、県立高等学校の入学志願者から入学者選抜手数料を徴収する。ただし、入学料については、県立高等学校相互間の転学の場合には、徴収しない。

2 県は、別表第二に定めるところにより、県立高等学校の科目履修生から聴講料を徴収する。

(授業料の納付)

第三条 生徒は、各学年学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第四十条において準用する同令第五十九条に規定する学年をいう。以下同じ。)に係る授業料を毎年四月一日から四月三十日(学年の中途で入学した場合にあつては、入学の許可の日から三十日)までの間で、校長が定める日に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、各学年に係る授業料を、月に分割して、毎月校長が定める日(当該日まで)に高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成十二年法律第十八号。以下「法」という。)第四条の認定の申請又は法第十七条の届出をした生徒に係る当該認定の申請又は届出をした日の属する月から校長が定める日までに係る授業料にあつては、同月の末日から三十日までの間で校長が定める日まで納付することができる。この場合において、一箇月以上に係る授業料を一括して納付することができる。

(受講料等の納付方法)

第六条 受講料及び入学料は、受講料(受講前に法第四条の認定の申請をした生徒又は法第六条第一項の規定による就学支援金の支給を受ける生徒にあつては、校長が定める日まで)にあつては、受講前に、入学料にあつては、入学の許可の日から七日までに納付しなければならない。この場合において、受講料(同項の規定による就学支援金の支給を受ける生徒に係るものを除く。)及び入学料は、青森県収入証紙をもつて納付しなければならない。

2 入学者選抜手数料は、入学を願ひ出る際に、青森県収入証紙をもつて納付しなければならない。

3 聴講料は、聴講前に、青森県収入証紙をもつて納付しなければならない。

(授業料等の免除)

第七条 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

○ 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員等々に委任し、及び補助執行させる規則 (昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)

(教育委員会に対する委任)

第二条 教育委員会の所掌する事務に係る使用料及び手数料の徴収(青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成二十六年三月青森県条例第五十五号)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の青森県立高等学校授業料等徴収条例(昭和四十年三月青森県条例第七号)第二条第一項ただし書の特別の事由がある場合の決定を含む。)及び減免並びに使用料金の減免の承認に関する事務は、教育委員会に委任する。

2 (略)

3 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和五十年三月青森県条例第一号)の施行に関する事務は、教育委員会に委任する。

○ 青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則 (昭和三十六年三月青森県教育委員会規則第五号)

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県知事の権限に属する事務の一部を委員等々に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)第二条の規定に基づき、青森県立高等学校(以下「高等学校」という。)の授業料、受講料及び入学料(以下「授業料等」という。)の免除について定めるものとする。

(授業料、受講料の免除)

第二条 高等学校の生徒又はその保護者(青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)第十六条第一項に規定する保護者をいう。)が、次の各号の一に該当する場合においては、校長は、その生徒の授業料又は受講料の全部又は一部を免除することができる。ただし、校長が定める場合にあつては、校長は、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。

- 一 生活困難のため、修学継続が著しく困難と認められる場合
- 一 火災、水害等不慮の災害を受け、授業料又は受講料の納付が著しく困難と認められる場合
- 二 前各号に掲げる場合のほか、校長が特に授業料又は受講料の免除を必要と認めた場合

(授業料、受講料の免除額)

第三条 前条の規定によつて免除することができる授業料又は受講料の額は、授業料月額費(青森県立高等学校授業料等徴収条例(昭和四十年三月青森県条例第七号)の別表第一に掲げる授業料の年額の十二分の一に相当する額をいう。以下同じ。)に、授業料免除期間(授業料を免除すべき事由の発生した日の属する月から、その理由の消滅した日の属する月までの月数をいう。以下同じ。)を乗じて得た額又は当該年度に納付すべき受講料の額を限度として教育長が定める。

(休学又は留学を許可された生徒の授業料の免除)

第四条 (略)

(授業料、受講料免除の手続)

第五条 第三条の規定により、授業料又は受講料の免除を受けようとする者は、授業料(受講料)免除願(第一号様式)に、授業料又は受講料の免除を必要とする事由を証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。ただし、授業料又は受講料を免除された者が、同一の免除事由により、翌学年(通信制の課程にあつては、翌年次)においても授業料又は受講料の免除を受けようとする場合にあつては、教育長が定めるところにより添付書類を省略することができる。

2 校長は、前項の授業料(受講料)免除願その他書類を受理したときは、すみやかにその事情を調査し、授業料又は受講料の免除を必要と認められた場合には、第三条の規定に基づき教育長が定める額の授業料又は受講料を免除する。ただし、第三条ただし書の規定に該当するときは、授業料(受講料)免除承認申請書(第二号様式)に、前項の書類を添えて、教育長に提出し、その承認を得て免除するものとする。

3 前項の規定により授業料又は受講料を免除した場合(前項ただし書の規定により教育長の承認を得て免除した場合を除く。)には、校長は、その生徒の氏名、在籍する課程、学年、免除の事由、免除の期間及びその額を教育長に報告しなければならない。

区分	学年	授業料	聴講料	入学料	入学者選抜手数料
第一号(普通科)	第一学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
	第二学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
	第三学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
第二号(商業科)	第一学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
	第二学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
	第三学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
第三号(工業科)	第一学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
	第二学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
	第三学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
第四号(農業科)	第一学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
	第二学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
	第三学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
区分	学年	授業料	聴講料	入学料	入学者選抜手数料
第五号(音楽科)	第一学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
	第二学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
	第三学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
第六号(美術科)	第一学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
	第二学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円
	第三学年	五千六百八十円	一千二百円	七千円	二千二百円

